

盛岡広域振興局長告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

平成22年4月6日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本宮長田町線
- 3 決定の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	敷地の幅員	延 長
盛岡市本宮字熊堂35番2地先から字松幅44番4地先まで	m 76.8～48.6	m 714.5

- 4 変更の区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成22年4月6日から同年5月6日まで